

一般社団法人全国警備業協会会長 御中

事務連絡
令和8年1月

パートナーシップ構築宣言について

警察庁生活安全局生活安全企画課
中小企業庁 事業環境部 取引課

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。皆様の御尽力により、宣言数は8万社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

さて、この度、令和8年1月1日付けでパートナーシップ構築宣言のひな形を改正いたしました。パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や振興基準・望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組です。

パートナーシップ構築宣言では振興基準の遵守についても宣言いただいておりますが、振興基準が改正され令和8年1月1日から施行されることに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形についても同日付で改正いたします。また、新しいひな形については令和8年1月1日から御利用いただけますが、12月中旬で公表要領が改正されたことも踏まえ、宣言企業の皆様におかれては、適時、新しいひな形で「パートナーシップ構築宣言」を更新いただき、宣言内容を適切に履行していただきたいと考えております。

つきましては、貴協会におかれては、既に宣言いただいている会員企業様へ、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の適時の更新及び宣言内容の適切な履行実行について呼びかけをお願いいたします。また、まだ宣言されていない会員企業様へは、新しいひな形での宣言を御検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2026 年 1 月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

3. その他（任意記載）

- （例）直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- （例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

(注)「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

パートナーシップ構築宣言 ひな形改定に伴う想定FAQ (関係者配布用)

2025年12月

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新のタイミング

分類	問い合わせ内容	回答
更新のタイミング	【2026年1月1日より前】 新しいひな形は、事前にホームページから更新をかけてもよいのか。その際に、更新日はいつにすればいいのか。	事前に更新をかけていただいても構いません。2026年1月1日以降、順次ホームページにて公開します。また、更新日は2026年1月1日としていただいております。よろしくお願いいたします。
更新のタイミング	【2026年1月1日より後】 ・ 今すぐ更新したい。 ・ いつから変更すればいいか。 ・ 改定日から遅れてしまったがこれからの更新でも問題がないか。	更新はいつでも問題ございません。なお、更新の際は、新しいひな形を御利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	・更新をしなくてはならないのか。 ・ひな形改正メールが届いたが、更新は必須なのか。 ・先日更新をしたばかりだが、再度更新するべきなのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしています。何とぞ御検討・御対応ください。
更新内容	更新方法を知りたい。	ポータルサイトの「登録方法」のページを御参照ください。
更新内容	更新日はいつにしたらよいのか。	現在の宣言の宣言日の下に更新日を併記してください。また、ポータルサイトのFAQの問5－1を併せて御参照ください。 【2026年1月1日より前】2026年1月1日としてください。 【2026年1月1日より後】貴社においてポータルサイト上で、実際に更新申請を行う日以降の日付けを御記載ください。
更新内容	更新のため申請をしたが、いつ掲載されるか。	・申請順に内容を確認の上、掲載手続を行っております。通常は10日程度で更新を行います。当面はひな形等の改正に伴い更新数が増加することが予想されるため、通常よりも御時間頂戴することになる見込みです。あらかじめ御了承ください。 ・なお、申請の「受付」が完了した際は自動返信メールにてその旨通知しておりますので、メールが届かない場合は、（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802 まで、お問い合わせください。
更新内容	メールに記載されているアドレスに担当者変更のメールを送ったが返信が来ない。	（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802へお問い合わせください。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	ポータルサイトから登録作業をしたが、登録完了メールが届かない。	登録・公開完了の際は特段の御連絡は行っておりません。通常10営業日程度で作業完了となりますので、ポータルサイトににて公開されるまでお待ちください。
更新内容	更新しようとしているが自社の宣言文が見つからない。	ポータルサイトの右上にある「登録企業リスト」内にある、「企業名で検索」から検索をお願いいたします。なお、その際は、社名はひらがな/カタカナを正確に区別して入力・検索してください。
更新内容	更新をしなければ、今の宣言（古いひな形）は無効（抹消）になるのか。	更新を行わなかったとしても宣言は無効にならず、また、更新を行わなかったことにより事務局において抹消等を行うことはありません。一方、今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしているところです。何とぞ御検討・御対応ください。
更新内容	今回のひな形の改正はどのような点について改正が行われたのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されます。また、あわせて、ひな形制定時（2020年）からの時代変化や運用上の課題を踏まえた改正も行っております。 具体的には、サブライチエーションとの連携、テレワーク導入とBCP、振興基準全体の遵守、法改正に伴う用語の変更がございます。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	サプライチェーンとの連携はどのような背景で改正されたのか。	振興基準前文において、「サプライチェーンの深い層」も含めて、サプライチェーン全体の共存共栄の必要性を謳うこととなったためです。
更新内容	テレワーク導入とBCPが個別項目に移っているが、なぜか。	現行ひな形の定型部分にある「取引先のテレワーク導入やBCP策定の助言等の支援」の記述について、制定当時はコロナ禍中であつたものの、現在は状況が変化したため、テレワーク導入支援等について、定型部分からは削除し、各企業がサプライチェーンの共存共栄を目指して取り組み事項として選択して記載する個別項目に盛り込むこととしたものです。
更新内容	法改正に伴う用語の変更とあるが、どの用語が変更となったのか。	「下請」等が含まれる用語を、振興法においても以下に改正したため、ひな形もそれに倣い、改正しています。 ・「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」 ・「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」 ・「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」
更新内容	振興基準全体の遵守として改正されたが、どのような背景があるのか。	現行ひな形は、振興基準を一部抜粋・要約し、ひな形に直接記載をしているところ、直接記載部分のみ遵守すればよいとの誤解から、振興基準に反する記載に修正して申請を行う企業も見受けられるためです。
更新内容	振興基準の遵守の重点5課題が消えているが、守らなくてもよいということなのか。	新たなひな形では、今回の法改正により企業による振興基準全体への理解が更に重要となることから、振興基準全体を遵守することとしており、重点5課題についても引き続き遵守の対象となります。 さらに、事業者には振興基準の理解を徹底させるため振興基準の内容を理解した上で宣言いただくこととしています。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

賃上げ促進税制

分類	問い合わせ内容	回答
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を活用するに際して、マルチステークホルダーにパートナーシップ構築宣言のURLを記載する必要があるが、宣言を更新した場合マルチステークホルダーも再提出の必要があるか。	パートナーシップ構築宣言の更新をするとURLが変更となります。 マルチステークホルダー方針においては、パートナーシップ構築宣言のURLを含む本文について変更があった際は、その旨についてマルチステークホルダー方針の変更届の提出が必要となります。「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」ご利用ガイドブック」を御確認の上、提出をお願いいたします。 なお、既に確定申告を終えているか否かで変更届に対する取扱いが変更となります。確定申告を終えている企業様におかれましては、賃上げ促進税制のコールセンターにお問合せください。 ※税制サポーターセンター〇全企業向け税制・中堅企業向け税制tel:0570-078-117
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を受けるためにパートナーシップ構築宣言をしている。ひな形を更新しないと賃上げ促進税制を適用を受けることができるのか。	マルチステークホルダー方針においては、旧ひな形と改正ひな形のいずれでも有効でございます。